

千 蔭 関 連 資 料 一・二

山 本 和 明

加藤千蔭。国学者・歌人。享保二〇・三・九、文化五・九・二。賀茂真淵に延享元年入門。著作として『万葉集略解』『うけらが花』がある。書においても千蔭流の祖として有名である。本稿では、その伝記、著述資料の整備・基礎的研究として、大阪市立大学森文庫所蔵の『芳宣園の書簡』を翻刻し、併せて掲載資料の成立年次に重きをおいて考察を加えたい。

『芳宣園の書簡』 半紙本一冊。請求番号(九一六―KAT―森文庫)。袋綴。縦二三・七糎×横一六・三糎。表紙後補。横刷毛目表紙。左肩直墨書で「芳宣園の書簡」とある。内題は「千蔭の書簡」。印記は「森文庫」「大阪市立大学附属図書館蔵書」等。奥書に「吾友松井貞文ときこえしならの葉の名におう」とあり、森繁夫氏によるか。本書は幾人かの筆からなる寄合書の体裁をとるが、恐らく元は別々のものを合綴したのであろう。

凡 例

- 一、翻刻にあたり、纏まりを考え、任意に番号を付した。各資料の配列は原資料に従っている。
- 二、各資料に【】あるいはへ〜で見出しを付けた。【】の見

出しはその任意の纏まりを代表するものであって、一つ一つの資料にそぐわない場合も存在する(例 I―③)。また書簡の場合、成立年次等が考証の結果、判明してもへ〜では触れていない。

- 三、文中の空所は()で示し、空所の字数を算用数字で示した。また、説明を要する場合も()を用いた。
- 四、仮名の変体は通常の字体に改めた(例 江↓へ)。
- 五、当時の慣用字は、通行の字体に改めた。

翻 刻

【I 『万葉集略解』進献関連】

へ I―① 御役所撰要書抜

是者御役所撰要書抜

文化元 子 年九月十四日八時頃三村吉兵衛御番所より罷越左之御

書付写内々て為見候

折上

子九月十四日

采女正殿専阿弥ヲ以御渡

小田切土佐守
又左衛門父

加藤千蔭

右万葉集畧解著述再板いたし候由右書面一部為差上候様可被

致候

右御書付為見候上吉兵衛は又々御番所へ還り御用へ出ル

一 又左衛門は町会所へ出居候処土佐守殿用人中西千左衛門金子源左衛門より又左衛門へ書面にて千蔭御用之儀有之候間今日中御役所へ御同道可被成旨得御意候様被申候旨申来ル

一 千蔭持病之頭痛強差発候ニ付又左衛門平服にて麻上下為持名代ニ罷出候処土佐守殿内座にて左之書付御渡

折上

加藤千蔭へ

右万葉集畧解著述開板致し候由右書物一部差上候様可被致候
右は戸田采女正殿被仰渡之

一 右板は元来藏板之積りにて通油町葛屋重三郎并尾州名古屋木町永楽屋東四郎兩人にて開板いたし候上近来勝手にて重三郎方より不残東四郎方へ板木相渡置候由ニ付往返之間手間取可申旨其上少々直しも有之旁手間取可申奉存候其趣申立候様又左衛門へ申含遣候通り土佐守殿へ又左衛門申立候得は御承知ニ有之候由右土佐守殿居間にて又左衛門へ委細被尋候由

同十五日吉兵衛を以左之通之書付土佐守殿へ上置

私著述万葉集畧解差上可申段被仰渡奉畏候早速差上可申候処少々宛彫違候所有之当時尾州名古屋にて彫直し罷在候右ニ付名古屋へ早々申遣取寄候上差上候様仕度奉存候依之申上候以上
加藤千蔭

右書付之趣御承知之由土佐守殿へ御申聞候

一 尾州東四郎方へ六日切五日切之飛脚相立申付

一 搞檢校方より度々書物上候ニ付是等も承合可然旨土佐守殿吉兵衛へ御申聞候由ニ付一柳千古を塙方へ遣箱等之儀も承合候

一 千古へ塙面談いたし一帖代金壱匁四五分之美濃紙ニ為摺表紙之裏打入念大白糸にて綴候由尤五部程取寄其内にて撰候事之由且箱ハ桐かふせ蓋にて糸さなたを引通し候台無之候故足付候由又ハ大部之ニ候得は書物箆ニいたし上へも桐にてけんといふた黒柿のつまみ黒柿にて両方へ取手付候由塙物語いたし候

一 東四郎方へ畧解十部美濃紙壱匁五分位之美濃紙にて摺表紙は雌黄染布目打つる松之形付うら打漉返し等は不相成候段申遣候

一 十月六日夕尾州より無恙畧解十部つた屋重三郎方へ到着いたし候段届来候

一 同十七日より宅へ十部共取寄重三郎方より職人兩人召連来米倉清六郎柳田東助中村伝之允千古一同ニ一枚撰ニいたし差上候分一ト通りは宅にて仕立させ候事

一 右綴糸白大はくこぐち濃紫羽二重也

一 右しらへ同九日ニ相済

一 上箱之事箱と箆笥と兩様之図を認吉兵衛を以土佐守殿へ伺候所土佐守殿内々奥御右筆中へ御聞合等有之左之図之通ニ極ル

長谷川弥右衛門

〔本来の図(1)(2)存在箇所か〕

右箱は橋本町指物屋幸七ニ申付九日に出来来ル

一 右皆出来ニ付十一日頃御役所へ持参可仕哉之旨吉兵衛を以土佐守殿へ伺候処色々差支有之十四日持出候様ニとの事也

右箱之上

万葉集略解

三十卷

右之通標題いたし候尤楷書ニ千蔭書付

一 熨斗付候や否之事土佐守殿へ吉兵衛被申談候所献上と申ニも無之為差上候様ニとの事ニ有之候間のしは不附方に可有之旨吉兵衛申達其通にて済

一 封之事吉兵衛申聞候所端より上候も箆笥ニ錠前も無之上はかふせふた箱も封印ニは及間敷と存其段申聞候

一 出火等之節其外心遣にて内々御番所へ遣し置可然旨吉兵衛申聞同十一日年番下役近藤八兵衛を差添遣新夕ニ浅黄木綿四布風呂敷をこしらへ右上箱を包挾箱に入遣尤千蔭印封にて渡遣

一 同十四日九時千蔭十徳を着又左衛門平服にて差添御役所へ出ル吉兵衛も出居候先御番所へ罷出候へは用人源左衛門出会三ノ間へ通し候上内座にて土佐守殿御逢又左衛門差添右箱は印封をきり

吉兵衛内座ニ差出置土佐守殿存之外早く出来いたし仕立等も甚宜大慶いたし明朝登城に差上可申旨御申聞三之間ニ控居候内用人千左衛門出候て逢候上退

一 右箱之上へ紙にて覆いたし候様吉兵衛へ御申聞則御番所にて右覆出来其上へも標題書付候

一 土佐守殿初て御逢之事故用人兩人へ名札を持札に罷越帰ル

一 翌十五日六時大芦喜祖右衛門御役所へ出右御用番桐油包二いたし土佐守殿へ登城之節相渡引取候由喜祖右衛門儀吉兵衛方へ届来ル

一 同日九ツ時吉兵衛御番所より手紙にて御褒美出候間押付又左衛門へ用人中より書面にて可申参旨為知来

一 用人中より又左衛門方へ御用之趣有之今日中自分同道可罷出旨申来

一 同日八時頃自分十徳又左衛門平服にて出ル年番高橋八郎右衛門吉兵衛取扱三之間へ通し明之間ニおゐて土佐守殿へ御逢御書付を以銀十枚拝領

又左衛門父

加藤千蔭

其方著述致し候万葉集略解一部差上候ニ付銀拾枚被下之右は戸田采女殿被仰渡之

子十月

御書付写

十月十五日

采女殿御直御渡拝領物は川尻甚五郎へ今日中と申達候

小田切土佐守

小田切土佐守組与力

又左衛門父

銀拾枚

加藤千蔭

右著述いたし候万葉集畧解一部差上候ニ付書面之通被下候間
其段可被申渡候被下候銀は御納戸頭相談可被受取候

尤御台にて被下御礼申上夫より御内座へ罷出土佐守殿今朝万葉集
畧解御前へ出候由難有事ニ候旨且采女正殿へは土佐守殿被相越御
礼申上候間自分御礼ニ罷越候ニは不及候得共兼て御懇意之由ニ候
間自分も罷越候儀は勝手次第ニ候旨御申聞有之三ノ間へ退候得は
用人源左衛門祝ふたに御銀のせ罷出相渡候

一 直ニ采女正殿へ相越又左衛門差添中ノ口より入兼て掛合候井
倉勘平へ申達候へは小座敷へ通し勘平出候ニ付其以前采女正殿
へ認物進候御挨拶ニ銀壹枚紙布二反被下候ニ付先其御礼を申上扱
今日之拝領物之御礼ハ土佐守殿被申上候得共猶宜被申上候様申候
得は早申聞候間控候様勘平申聞無程御内々にて御逢有之候

十月十日土佐守殿三村吉兵衛へ被仰渡候

表向献上ニは熨斗付不申候へ共遠国奉行衆内献上ニは熨斗付候由
此度之品も熨斗付候儀ニ候ハ、御精進日ニは被差上間敷右之段塙
檢校へ問合候哉と御尋ニ付采女正殿御書付之趣にては差上させ候

様ニとの御文言にて献上とは不相心得候ニ付熨斗之儀は問合不申
熨斗無之心得ニ御座候段吉兵衛申上候処右にて可然旨被仰聞候十
四日夕方御役所へ持参候様被仰聞候十四日迄ハ日々差含有之候由

〈I—② 大平の謝状〉

御状拝見仕候追日寒氣増長之處愈御清泰被成御座候由奉敬賀候拙
子無異罷在候乍憚御休意可被下候然者今般御著述万葉畧解御献上
之儀戸田采女正殿を以被仰出当十五日御献上相成爲御褒美白銀十
枚御拝顔被成候由委細御吹聴之趣重畳目出度奉存候誠ニ御名譽之
至同字之拙子共迄御同意恐悦奉存候將又御拝領之品爲御配分家翁
靈前へ相供可申旨御贈被下御懇情不浅忝奉存候即廿八日夜相手向
申候春庭よりも宜敷御礼可申上様申出候昨日安守興枝其外社友い
つれへも吹聴申候一統ニ難有かり申候右御歎旁御報如此御座候猶
期後音之時候恐惶謹言

本居三四右衛門

〔大平花押〕

十月晦日

加藤千蔭様

見せ給へる御言の葉よ神無月しくれふりおける古ことのをりふし
にも相かなひて御めくみの露の光もことにかた／＼めてたくおほ
え侍りとりあへず

大平

檜の葉を大樹のもとに吹あけし

いへの風さへ四方にきこえむ

例の垣根のくち葉かきよせて御らんするもをこかましようなん

へI—③ 妙法院一品宮下賜品書付

御道服入箱書付

文化二年三月

妙法大王御下向天徳寺御旅館にて拝領松井西弟正持丈

御道服

へI—④ 進献之振合

舌代

昨日被仰聞候件へ猶又委尋置此方にて進献之振合左に認置候

一 三十巻も有之候ハ、書函ニいたし候方可然候

一 函ハ桐にて黒柿之取手兩腋ニ付申候尤架一壇いたし本ノ下敷

ニさし板敷申候

〔図(1) ※図版(1)(2)共、本稿最終頁に掲載。〕

かふせ蓋紐付候図此方ニ極ル本簞笥之図此方止子九月廿九日二枚
共於御殿奥御石筆長谷川弥左衛門へ土佐守殿御談候処かふせ蓋紐
付候方宜敷旨被申聞候由尤別ニ台は無之積之旨も御談候由土佐守
殿用人申聞候

〔図(2) 桐にて二冊揃ひの箱に仕糸きなた紐引通し仕候図

【II 千蔭が自記文】

花は春を待てかをりもみちは秋を得てにほへり人斗はおのが心の
ま、なるものやは有る霞をあはれみてはくれ行く春ををしみ露を
かなしみては過ぎぬる秋をなげくさらは又としくれなんとしては
うら、なる春をこそ待つへきに年浪のたちかへらぬをわひてせき
と、めまほしくおもふはなそ若きは春をいそぎ老ぬるはとしをを
しむおもへはむさほるとむさほらぬとのけちめなりけり数ならぬ
身の老はふれたるかなに斗をしき事やは有るた、いつまでも緑子
のひとへ心ならば春をのみ待へきをやことしゆくりなく公のおき
てにて二月の初つ方よりきつきかけてむくらのかとしたりける
をは二とせ三とせすくる斗になむおほへぬ山に遊び水にたはふ
る、日ハみちかくてたれこめたる日の長からんやはふかきめくみ
にあきてつかへをしそきしよりとおもひみなはをちなきみにも
事なりぬへきわさも有らんをいさともいはぬ風月にあくかれあり
きていたつらに過しつるよ今た、後のよニ残さんと思ふ斗の名に
しもあらぬものからくれかたき日にかんしておほけなく万葉集と
かんとてひめもすつくえにおしか、りてをれば菅の根の長しとお
もひしも夏の行くにをしかのつのおほえらる、はさはいへ大か
たのよの心ならひにもれさりけりつらくおもふにかゝる事なか
りせはかくはおもひおこさしをとなほもかしこまりにたへすして
名にしおふ書みることもならの葉に
置くしらつゆのめくみならずや

こはをさなきもの、つれ／＼くさよむをき、あてふとかいたるものなれはおのつからかの法師かいへることわりにて歌のさまさへ古歌とかん歌には似つかはしからぬもおかしきや 七月七日ばかり千蔭しるす

【Ⅲ 平春海消息】

元商家村田次兵衛平春海消息

Ⅲ―① 十一月一日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

昨日者賀の歌色紙被遣奉畏候御風氣御こ、ろよく御座候や奉伺候
一 先日玄長歌の事被仰聞まことに如仰後世の物遠き詞などを遣ひたかりあしき風体を好ミ申候事ニ御座候止メさせ申度候処一駄玄長事近来ハ何か付申候事有之候てとかく自分の一流をたて申候慮見と相見え申候学問などハ相応ゆく／＼ハ一流の方へかたむき可申候随得寺隠居なども同様と被存候此間承り柳田(？字空白)なども折々玄長へ参り候よし書物などの問合はよろしく候へとも悪風の歌をまね候ハ、宜もあるましく被存居候品により候てハ玄長事破門も可仕と存候事も候へとも右體の才物も又あるましく候故先其ま、にいたし行なりを見居申候事に御座候決して身にはなり不申候ものと思召可然トこれは誰も存し不申事にて私もかほつきにも出し不申候へとも御内々御心得の為に申上候景寛ハ委細存居候事ニ御座候事の起りハ躬弦のす、め申候事と被存候御覽後御

火中可被下候以上

十一月一日

Ⅲ―② 十一月六日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

昨日ハ御手紙被下候処他行御返事不申上候
一 濱臣事委細被仰下承知仕候私事も破門とも存し不申候事ニ候へともあまりたのもしからぬ性質ニ候ま、以後懇意ニハ仕ましく存居事ニ御座候異見などにて直り候と申筋ニても無之候ま、此所左様思召置可被下候歌書なとり出した、私ニ見せ不申と申計の事にてハ無之候玄長心得如何と存候事一條可申上候去月中滋古方より契沖校合ノ歌仙家集十五卷ノ内五卷私方へ相下し申候尤これハかねて約束仕候品にて御座候玄長にも見せ申候て跡にてうつきせ申候つもり居候処彼方にてハなにか隔意有之候て躬弦を以て定姫君へ御めにかけてたき間かし申候様ニ申こし候それもち不申候へハ又景寛に申候ハ右の歌仙集五卷ひそかに写とり申候手段ハあるましくやと相談いたし候よし申候由さて右歌集残り十冊ハ正路大坂より帰りの節持参いたし候やうに申遣し私方より申遣し候とも私方へハ下し申間敷段申遣し候よしニ御座候これハ何とも心得かたき事ニ御座候私ハ少しもコバミ不申候ニ彼方にてかやうにいたし候所何か心底に存寄有之候ニちかひ無之候くはしく申上候へハ箇様の筋合の事数條有之候中々異見などにて直り申候筋合の

事ニハ無之候此段御承知置可被下候猶又景寛よりも御聞可被下候
頓首

十一月六日

へIII―③ 廿八日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

富小路殿御手書勝美手書返上仕候貞直卿さてくおもしろき御氣
分の御人と被存候大愚一件冷泉家よりいて候よしこれハ兼てもさ
ならんと存居候季鷹近衛殿御兼題不日歌を出し候よし可笑事ニ御
座候其歌をみつかから得意のよし勝美もよき歌と申候へ共今とくと
見申候ニ上の句山城のとハに云々ハ全く古今の歌にて下の句いは
てしのふハ全く頼朝卿の歌なり如此古人の句を盗ミあつめ候歌を
みつかから得意とおもひ人もほめ候事合点まゐらぬ事ニ御座候よく
見候へはた、出来合の歌にて少しも考ぬ歌にて御座候さてく可笑
笑事ニ御座候

一 此雨天にては石浜へも御出被成ましくと奉存候明日も天気お
ほつかなく候

一 紙燭ノことは何とも御面倒ながら奉願候頓首

廿八日

へIII―④ 八月廿四日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

不勝之天氣ニ御座候所益御清榮奉喜候然者一昨日ハ御教誡の書
縷々被仰下誠ニ御懇志之至只今春海兄弟等も皆亡失仕候て一箇之
身ニ御座候處箇様ニ御親切ニ被仰下候事誠に父兄同様千萬辱次第
心肝ニ銘し申候事ともに御座候如何様被仰下候とも皆僕を思召候
て被仰下候義少しもいきとほり申やうなる所存ハ無之候ざるを御
丁寧それらの所迄ニ御斟酌之御紙面不堪慚愧奉存候以後ハ示諭を
相守り急度相慎可申候段々遊逸にのみ日時を過し候様ニ思召候所
甚御尤ニ御座候へとも全左様には無之候ケ様のこと申上候ハ申訳
の様にて無益ニ御座候へ共御知己にむかひ申候て事の有やう不申
ハ却て不実ニ御座候ま、逐一申上候略解の校考延引ニ付御しかり
被下恐入奉存候へとも是ハ故ある事にて最早より万葉集一部別段
ニ書入本こしらへ置候て人ニ見せ候為にも又講釈等仕候為にもと
存し略解の趣を以て契沖縣主などの説をも更に書加へ又古本等の
異同をもくはしくつけ候て仕立申候既二十巻めまでハ出来仕候み
つるなども見申候てよろこひもとめ申候ニ付一卷つ、かし遣し申
候左様ニ仕候て又会読を経候て改定可仕と存御会の前ことにし
た、め申事ニ御座候然ル処数家の本を讀合せ又熟思も仕候事ゆゑ
甚手間とり一日ノ閑を得候ても漸十二三枚ならてハ出来不仕候も
と校考延引仕候ハ右の次第二御座候其手間とり候事ハ別ニ略解ヲ
写し取候よりハ手間取候事ニ御座候ケ様ニ仕候て数遍熟読仕候へ
ハ又人の存しつかぬ事も見出し申候事と存立候事に御座候略解計
た、一通讀過し申候て代匠記大人本などを見合せ申候事ハ何も手

間の入り候事にも無之いとやすき事にて残り十巻計ハ一二月の内
にハ忽終業も可仕事ニこさ候御いそき被成候事ニこさ候へハ以後
ハ先右の存立の本ハ相止メ略解のみ校考仕候様ニ可仕さて右之存
付キノことハ読終り申候跡にてこしらへ申候ヲモ宜事ニ御座候毛
頭打捨置候てむなく延引仕候にてハ無之候

此節ハ日本記を読申候四五人伊勢物語を読申候一人有之候て六
サイニ会読仕候日本記も度々読申候へとも大人などの読まれ候通
リニ読候所此度ハ存付キ愚意を以考索可仕と存是又會前ことに考
索仕候いせ物語も古意にて読申候へとも此節熟読仕候ニ古意ノ説
ハ甚杜撰ノこととも多候てうちすて置かたく被存候さるにより伊
勢物語師説補正と名づけ候ものをとりたて見申候ハんと存取か、
り居申候本文ハ天福本を主といたし候て真名をハ不取別録といふ
ものに諸説の異同等を相顕し申候つもりニ取か、り申候上巻出来
候ハ、入貴覽可申と存居候事ニ御座候此義ハ先達て千別ともはな
し合仕置候事ニ御座候右の事ともにてさて、閑を得不申仕かけ
候事色々にておのつから何事もおそなハリ申候事ニ御座候春海事
本来ハ放蕩無頼の性にハ候へとも当年四十九歳最早餘年も富ミ不
申事ハ存し付申候事ゆへ中々只今にいたり候て浮遊ノことニなか
れ候やうなる心底にハ無之候此義ハ必御案し被成間敷候囲碁など
は少少ノ時好ミ申候て少し覚居候事ながら甚拙工ニ候へハさして
好ミも不申讀書之閑隙などに不図相困候事も有之候得とも中々そ
れニ沈滞いたし候やうなる事とてハ無之候是等之所も必御心配被

下ましく候私宅ノこと土藏庭を好ミ候ゆゑ引越し申事も延引仕候
よし被仰下是又御尤ニ奉存候得とも是には少々存寄御座候事ニこ
さ候借屋仕候ニも何とそ藏の有之候所を望申候よしハ此四五年已
来衣食を減し申候て書籍を貯へ申候処只今にては餘程数多く相相
成り二三十箱も有之世ニめつらしき書とも彼是出来申候かほとに
丹誠仕候を不図焼失仕候事恐入候事と存し何とそ藏有方と存候
事ニ御座候衣服調度などハ丸焼になり候とても可惜事ニもなく候
へとも書籍ハ只今亡失仕候てハ最早春海か生涯にハ再び得候事相
成りかね可申と存居候出火の節存知候人よりたすくれ候を待申
候とても常軌の人家の調度とちかひ書籍などは数も多く重く御座
候もの故甚不安心ニ御坐候浅艸ニ居候てハ斐成いせ五大村良沢な
とに預ヶ置入用の時勝手に取出し申候さりながら可相成は手元ニ
置申度ニ付蔵を望ミ申候にて御座候乍去はハ先貴家ノ蔵へなりと
御預ヶ置申候て御近辺へうつり申候様ニ急々可仕候路次遠くござ
候て実ニ浅草にハこまり居候事ニ御座候又普門院にて何かたのま
れ候事を不果候よし被仰下恐入候是ハ御聞違ひと奉存候学問の上
之事ニ何も私へ被頼候事ハ無之候書籍ハ入用之品ヲ被申越候て春
中数部遣し置申候それハ今にかへされ不申事ニ御座候其外山岡の
法服考と申ものを其家に求メくれ候様ニ被申候それハ其節彼家へ
申遣し申候所紛失のよし故其段早速申遣し申候此外ニ被頼候事一
向は無之候

一 賀茂集巻一校考仕候てさし上申候御見落し之分藍墨にてし

た、め置申候〔4字分空白〕申候ハ、御書直させほり改め可被仰付候今一本ノ方ハ誤字改め申候て本居へ見せニ遣し申候本居か申事を必可用とは無之候へとも彼も精細の学問ことに大人の門弟のことニ候へハ一通見せ申候て了見ヲ聞可申と存候其上にてあしからん事ハ不用候て可然事ニ御座候其上先年いせニ居候節大人の家集を取集め印行いたし候やうにと申事ハ其娘本居のいひ出し候事にて御座候其節出来の上ハ序文をも認メくれ候様にと約束仕候事ニ御座候仍て貴兄と本居との序文を付ヶ申度本願ニ御座候被仰下候通家集ノ事も段々延引に相成申候ま、先外ノ事ハ相止メ家集ニ計りく、り可申これニのみとりか、り申候へハ二三月にハ終業可仕候左様存付候事ニ御座候チノ部書かけ此者に御わたし可被下候残りを書つきさてかしらに少々注などを加へ申候て入御覽可申候書肆明日拝顔万々可申上候以上

八月廿四日

へIII—⑤ 三月十九日付、狛大人宛

爾來御疎濶之至奉存候春雨濛々敷候節益御清栄被遊御座奉恭喜候一 伊勢物語古意刊行一件ニ付千蔭より御かけ合申上再三御返書とも拝見仕候此儀ハ発起仕候書肆私へ相頼ミ申候ニ付千蔭へ相談し開校ノ上上木可仕存立候儀ニ御座候此儀以參上可申上候処近來ハ甚多事其上去秋中古意貴家之御本拝借相願申候節御返書之趣何か小子へ御不満之御様子ニ御座候へハ御遠慮申上私より不申上千

蔭を相頼ミ申候儀に御座候然ル処右一件ニ付思召違も可有之やと乍憚奉存候ニ付條々ニ委細申上候

一 去秋御返書中賀草子清書延引ニ付小子事信義ニそむき候由被仰聞段恐入奉存候事ニ御座候誠以清書仕指上可申と一日御約諾申上候テ延引ニ及申候段ハ申訳も無之惰慢之至ニ御座候乍去去秋も申上候通会業日々繁多に罷在乍存延引にも及申候義ニ御座候俗事トハ格別文雅之上の事ハケ様の事少しは御宥恕も無之候てハ不相成候義ト乍憚奉存候尤君父師などの命し申事をゆるかせに仕候事ハ其罪不少不敬之至ニ可有之候へとも交友之間ハそれとは又別段之事かと奉存候貴君御事ハ高貴之御身分にて小子如き卑賤之者と云泥之差別有之候事ニ候へとも文雅之御交りハ尊卑貴賤を不論候事ニ候へハ乍憚唯学問之上ヲ以て之御朋友と存居候事ニ御座候御互ニ人々見識も同様ならざるものニ御座候へハ学問ノ上或ハ先師遺業などの事ニおき候てハ御指図ヲうけかたき義も可有之候事と奉存候是ハ左様思召可被下候

一 大阪にて古意刊行之由承及候ニ付此方刊行之故障ニ可相成ことと先師の遺書を刻し申候二千蔭小子など存在いたし居候時節ニ他人之未熟なる校本を世に行ひ申候事旁觀仕にくき事ニ御座候へハ大阪表の刊行相止メ申候様ニ小子より申遣し申候然ル處波野村某か許より貴家の御門人小林氏の家来ヲ以て貴君へ御願申上候由其段千蔭まで逐一被仰遣御趣意之通承知仕候ニ付其趣ヲ以テ又候私方より大阪へ申遣し申候ハすでに刻成か、り板今更相止メ申候

も書肆の難義ニ相成候事ニ可有之候へハ大阪表の刊行其通りニて発行可致且又此方にて別段ニ刊行致し可申候ま、夫を大阪より故障いたし候義ハ不相成事ニ候ま、其趣相心得申候様にと上田餘齋方まで申遣申候是ハ貴君千蔭方へ被仰遣候御書面の趣意を受申候て申遣候事ニ御座候然ル處餘齋方より私方へ申越し候ハ大阪表にて刊行いたし候事ゆるし申候段ハ辱存候さて又江戸表にて同書板行の事大阪にて故障申まじき段其通り書林へ申聞候所大阪ノ書林申候ハ文雅ノ上ノ事は兎も角も板行発行の義ハ商売の上の事ニ候へハ江戸表の類板ハ相成り不申事故此方より故障申候事ニ御座候是ハ貴君の思召とも相違いたし候事且又右體の次第にてハ此方にて此上校考の本を刊行ハ不相成候すがたに成行候てハ私校考の本のみには不限不相濟事ニ御座候仍て岡部氏より大阪表刊行相止メの事被申付其上大阪の書肆刊行を相とめられ候事を迷惑ニ存し又候相願ひ申候ハ、其節始之かけ合之通り大阪江戸両板ならへ行ひ候様ニも可相成歟と存千蔭を以テ岡部氏へ其段被仰通被下候様貴君迄申上候事ニ御座候此分にいたし置申候てハ故縣主の著述の書を大坂人の刊行ハ心ま、にいたし其ために故障いたされ江戸にて以後刊行不相成候と申事ハ主客相違の事ニ被存候然ル処此義ヲ何か私不埒なるかけ合等も仕候様被仰立何とも迷惑仕候如何の思召にや委細御趣意之所承知仕度候

一 古意刊行校考不宜候てハ如何之段被仰聞候旨御尤奉存候乍去書ヲ校考いたし候事ハ人々学力次第之物ニ御座候へハ千蔭と小子

兩人校し申候ても猶又誤謬疎漏可有之候も難計候へとも夫ハ力ノ不及候所ニ御座候故縣主門人當時にて其業ヲ専門ニいたし遺業をも続キ可申者ハ千蔭と小子と兩人のみにて御座候尤黒生なども古キ同門ニ御座候へとも商売之身分別段之家業有之候へハ学問の方ハ久敷廢業いたし居其上閑暇も無之候へハ中々以先師之遺書ヲ取調申候様なる義ハ出来不申候勢にて御座候左候へハ私とも兩人先師遺業を相守り申候任ハ他人ニ譲りかたき義ニ御座候貴君御事ハ縣居の学を御よろこび被成候へとも御門人にてハ無之候段兼々被仰聞候事ニ御座候へハ是又格別の事門人の列にハ申談しかたき事ニ御座候

一 宇比学刊行之節ハ諸門人一同校考いたし候由被仰遣候此義何とも不審ニ御座候其節ハ千蔭小子などへハ一向沙汰も無之兩人ともに印行之後其書をハ見申候事ニ御座候且又宇比まなびの一書校考疎略にて誤謬甚多く御座候先第一始の序文のうちにテニヲハの違ひ申候処ニ所まで有之候是ハ先師の誤にてハ無之校訂人の疎漏と申ものにて御座候其他不宜候所数所有之候小子藏本などハこと／＼く相改メ置申候此度発行之古意ハ誤謬あるまじきと全くのうけ合ハなしかたく候へとも右體のうひ学の如き疎漏の校考ハあるまじきかと被存候是ハ乍憚深く賢慮をいためられ候事にもあるまじく候

一 故縣主没前小子勘気をうけ申候由は誰ニ御聞違ひ被成候事ニや左様之義一向覚無之候事ニ御座候没せられ候前日まで相とふ

らひことに歌文などの草稿ハ手つから私へ附属いたされ歌と文との事千蔭へ相談し候て兩人にて輯録いたしけれ候様にとくれゝ遺命にて御座候是ハ黒生ならひに今の岡部氏も被存候事に御座候右ニ付自筆の家集ハ私家ニ蔵し居申候且又伝授ノ一卷黒生より御預り被成候と被仰候ハ彼東方侶ノ齋明紀童謡の考の事と被存候是ハ先師慮見御座候て私亡父へ相認メ被讓申候事ニ御座候其後私父没し申候砌縣主被申ハ右之一巻美樹へ見せくれ候様ニと申事ニ候則一本を写しとめ其真蹟ノ本は美樹方へあつけ置申候然る所美樹没後私方へは一向沙汰も無之當時にてハ貴家ニ有之候由はは黒生如何之存寄にや私へも不申聞候て左様取計ひ申候事合点不仕候事ニ御座候尤縣主存生ノうち一本うつし取手前へも残し置候段ハ縣主へも申聞候へは其段承知いたされ其時申され候ハ伝授秘訣などいふ事古学家にあるましき事なからは故東方呂か格別之趣意にて伝られ候事故今迄秘し置候事ニ候乍去此以後是を伝授の物の様に相成候ハ、却てをこかましき筋に成行心得違の人も可有之候夫ハその先人ニ伝候ものニ候へハ此後ハその心次第取計ひ可申段御申候右體の次第ニ御座候へハは小子一存を以て近日ニ印行可申付存候只今にてハ秘惜不仕候方却て縣主の本意と被存候且又亡父伝授をうけ候趣意も印行いたし候て長く世にも伝へ申置候是ハ小子家の事にて御座候へハ他の指図をうけ申候筋合毛頭無之候是もかねて左様思召可被下候

一 故縣主の学を御よろこひ被成候て万葉考などを続考二十卷

まで御終業被成候段誠以御執心之御事不堪感慨奉存事ニ御座候此義ハ縣主地下ニてもさぞ悦ひ申さるへき事と乍憚奉存候且又千蔭ヲ始メ同門の者とも皆御厚志ヲよろこひ居候事ニ御座候乍去右ノ書中故縣主の学問の趣意とハ思召行違申候様なる所も多有之候此義ハ千蔭黒生なども毎度左様ニ申居候事ニ御座候へとも御老学の事ことに縣主御門人と申にても無之候ま、憚多存候て誰も其子細申上候者も無之候乍然学問の道と申候者ハ私ノ物にてハ無之天下後世へもつたへ申候ものニ御座候一箇ノ我慢氣儘を立申候とも公ならぬ事は益なき事ニ御座候況や縣主の学問ノ趣意ヲ御続キ被成候思召にて縣主の意と相違いたし候ては甚たなげかはしき事ニ御座候仍て不顧愚拙鄙意ノ程申上候一鉢貴君御学問之様子ヲ窺ひ申候ニ殊之外五十音ニのみ御泥ミ被成候て古書ノ例に御かまひ無之臆説をのみたくましう被成候処縣主の意とハ甚行違候事と被存候御見識にて一家ヲ立られ候事に御座候ハ、他より評論ヲ加へ申候筋ハ無之候へとも縣主の心ヲ御続キ被成候思召ニ御座候へハ御主意ノ違ひ申候処存ながら黙止いたし申へき理無之候事ニ御座候此所御賢慮ヲ被廻候様に仕度候乃近來著述仕候五十音弁誤と申もの一冊呈貴覽申候御熟読ノ上思召も有之候ハ、承知仕度候縣主の主意ヲ以て押し申候に右ノ万葉統考ノ中に古書と相違ノ筋多く相見え申候又荒良言などハ全臆説のみにて古書とハ合ひ不申候若愚蒙の慮見をも御聞被成度候ハ其誤謬ノ所一々古書の証拠を挙げ申候て論弁いたし入貴覽可申候且又コトとコトバと別段の様に思召

縣主の語意をも其趣意を以て御改被成候事甚甘心不仕候事とも二御座候コトとコトバと分別ある事何書ニ証拠有之候事にや心得かたく候古書ノ上に左様の筋ハ絶て無之候是等ハ疑もなく臆説杜撰と申ものニ御座候乍憚御賢慮を被廻候様ニ仕度候古人も申候通先入のもの主となるならひにて自分の思ひ入候事ハ人の評論に従ひかたきものニ御座候へハ申上候も益なき事とハ存候へとも私事當時にてハ此字を専門ノ業ニ仕居ことに師恩ノ万一をも報し申ヲ終身ノ業と心懸ケ居申候へハ是等ノこと強て申上候も且ハ先師への恩と奉存候事ニ御座候此書状ノ上ニ付申候てハ御忿怒ニふれ候をも不憚十分ニ直言申上候事ニ御座候人ノ心をかね申候て我申へき事も申かね候事ハ婦女子ノ上ノことにて大丈夫之慚申候事ニ御座候乱筆失敬ノ段ハ学問ノ上の議論ニ候へハ其罪ヲゆるされ候様奉仰候恐懼々々

三月十九日

春海百拝

狛大人 案下

〈III—⑥〉 十日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

本居危篤ノ由さてく残念なる事ニ御座候緩歩堤よめかね申候御覽可被下候

〈III—⑦〉 十日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

難波人へ御こたへの文とくと拝見仕候おもしろき事ニ奉存候愚意少し申上候屏風の御歌ハ水の鏡の御歌別して感吟仕候
難波人ノ文ハことはも文字もよみにくき書さまニ御座候文字ハ契沖ノまね詞ハ久老ノ流と被存候

十日

〈III—⑧〉 八月十日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

花色紙添相認さし上申候此元明史略一部清深此度新刻いたし候ニ付進上仕度よしわたくしより御と、け申上くれ候やうに申候

十六日長尾郡太ノ會弥拙宅にて仕候ハッ過よりおく様御一所に

御出可被下候

八月十日

元明史略望候人有之候ハッ御世話被下候様ニと申事ニ御座候

〈III—⑨〉 廿二日付、千蔭宛書簡

廿五日ノ歌入御覽申候とくと御覽可被下候玄長文も入貴覽申候少々直し候へとも猶宜敷も無之候是又御覽可被下候娘事も少々快方ニ御座候此分にてハ廿五日ニ参り可申候

重硯一組東海寺へもち申度候其御工面誰カニ被仰付可被下候

廿二日

千蔭君

春海

〈III—10〉 廿四日付、千蔭宛書簡〉

大愚歌合とくと拝見返上仕候御批准御尤ニ奉存候さてく判も歌も一向につたなく被存候すへて京師ノ歌人文人なとみな是くらゐノことにておそるゝニ足候人ハ一人も不聞候呵々

廿四日

此若山へノ書状急なる用事ニ御座候柏屋方へ今日被遣候テ早便ニ届ケくれ候様ニ御たのみ可被下候御むつかしなから若山ノ所書キ此ノかたへ御書付被遣可被下候

春海

〈III—11〉 十八日付、千蔭宛書簡〉

夫木抄

六より十まで校合仕さし上申候まゝ、此者ニ御わたし可被下候

春海

十八日

千蔭君

〈III—12〉 日付未詳、千蔭宛書簡〉

千蔭君

春海

先日者寛潤大慶仕候今日参上可仕候所田舎より親類とも要用ノ義

にて参り申延へかたき事にて今日参上仕かね申候さしか、りながら御断申上候躬弦ぬし真幸ぬしへも宜奉頼上候

一 安見ぬし御見申候ハ、此はけ約束仕候御届ケ可被下候且又先日御頼申候ことも委細御聞置可被下候

一 代匠記二手前に御座候ニ付返上仕候

一 著聞集蹴鞠之部入貴覽候成道卿ノことくはしくみへ申候さて又此著聞画図

以下、缺

〈III—13〉 十三日付、千蔭宛書簡〉

千蔭君

春海

今晚参上仕度奉存候所此間中疝氣さし起申候テ相勝レ不申今晚モさし起り申候まゝ、乍残念御断申上候

○此送別ノ文明日迄とくと御覽可被下候歌ハよみ直しも可仕候御見分ケ可被下候

十三夜

〈III—14〉 三日付、千蔭宛書簡〉

千蔭君

春海

昨晚被仰下候

惶急 アワテ

これは周章ノ義にてアワテ・アワツ・アワタ、シなど皆和なるへ

し
アハタツは淡立ノ意にてアハくシキことと縣居ハ被申候本居ハ
雲ノあは立とあるハ雲ノ深く立つ事にてふる雪ハあはになふりそ
のあはと同しと申候

兄弟 おと、ひ

これハひるかへし人ノ上ノ詞に日といふ事多しをいめいなとのひ
も同語なるへしすみの江のおとひをとめと待るも弟日と書て侍り
やと覚申候

○詞のつかねを難在奉存候後撰の詞書ハ他ノ集とハ例ことにてこ
れハ一體と被存候つかねの説ハ甚心得違と被存候追てくはしくを
しるし候て入貴覽可申候

三日

へIII—15 十一月廿一日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

昨日ハ御陰にて清興忝奉存候今日會前ノ用事彼是有之候テ縫子方
断申候仍参上不仕候

○御長歌熟読感吟仕候拙歌モ再案仕候テ又々可入貴覽候明日早々
奉待上候

○神遊考催馬楽すりて方へ遣し置いまた取寄不申候今夕取寄置可
申明日呈上仕候以上

十一月廿一日

へIII—16 日付未詳、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

拙恙漸今日起復仕候如主よりの謝儀痛入候事にてよろしく御礼被
仰遣可被下候猶拝顔可申上候以上

へIII—17 廿六日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

昨日ハ天氣も宜敷大慶仕候品川何も用事無事

私娘事昨夜中病死仕候右ニ付来月四日ノ会ハ月末ニ延引仕候左
様思召可被下四日会延引ノこと御もよりノ人へハ御はなし可被
下候

廿六日

へIII—18 日付未詳、逸楽翁宛書簡（及び逸楽翁宛季鷹書状）

逸楽翁

春海

先刻貴家より罷振りし所此わるさむきにあてられ候かうち臥居候
所季鷹よりの書状御見せ被下めつらしき歌とも見申候て病苦をな
くさめ申候

一 万葉略解新三位殿など被悦被望候由并二つらゆき墨本京都ノ
風流家悦申候よし大慶なる事ニ御座候

一 京都の歌ともくと見申候ニ兎角考へノ一きハたらぬ歌にて
聞えぬかちなる歌多氣之毒なるものニ御座候

上巳興

宮ノ御詠

あそふらめといふ事上ニこそといふ詞なくてハいか、蘆庵菫溪
など常ニ参殿いたしなからか、る事を申上ぬハあまりニ疎漏な
る事と奉存候

蘆庵

此歌一向ニ聞えぬ歌なるへしひ、なを上巳ノ物と心得てよめる
もあまりニ俗意にや侍らん

季鷹

花鳥の色音の外の春の色といふ事はいかなるものをさしていふ
にか心得かたしました上に色音といひて下ニ春の色とあるもて
つ、にや侍らん

菫溪

立ましらひし立ましろといはてハかなはぬ所也今の事をいふに
過去の詞を用ひたるハこゝろ得ず

柳めはるといふ茅二句あまりニきたなき詞也すへてみやこ人ハ
歌の調といふものをしらぬやう也

慈延

霞に春の色をゆつるといふ事聞えたるやうにて聞えぬ事也

御当座

季鷹

慈鎮ノ歌によりてよめるとハ見ゆれとよくもいひかなへぬ歌也

慈延

かけて咲といひかけたるとハ見ゆれと上の句調ハす一首ノ趣向
もあまりニいひふりたるには侍らすや

雲錦亭ノ歌

資枝卿

根こしのとあるハ根なからの義と心得たかへられたるなるへし
下の句今より先のことをいふにかくハいひかたかるへしさかり
待見んはるやいくすなどあるへき所也

中宮大進

種てふからやハからにやの意にて疑ノやなる事明らけしさを
けりと留メたるハいか、色香なるらんといふへきことなるをや
資生

桜木にといひてハ下をよしのもさそと思ひやらるゝなどいはて
ハと、のはす此桜木にノ句山さくらといひてあるへき所也

季鷹

下ノ句まえたるやうにてよく見れは落着なし

茂樹

またきや咲しといふ詞心得ぬ詞也またきも咲かなとはいふへく
や

鼠落しの文

下手の落しはなしを聞やうにてをかしくもおもしろくもなく何
ノはたらきたる事もなく只腋ノ下より汗ノ出し事にてさてく
氣之毒なるものニ御座候狂歌師ともものうちにハこさかしき人も
有之候へハかゝる狂歌を見申候ハッさそあさけり可申候

〈逸楽翁宛季鷹書状〉

三月三日大仏宮御兼題

上巳興

御詠

はかせらも心ひらけてあそふらめしらへ春めくつま琴のねに

芦庵

其時のはらへに捨し人形ハけふのひゝなをうらやみぬへし

其時ハ源氏なるへし鉢木めけるにハ侍らすや此翁もちか頃は老
にほれ侍し也

同五日御会

野遊

御詠

つはなぬきすみれつみにとみな人の野への圓居にあかぬ此比

暮春

山陰に花も残りりくれて行春をしはしと鳴鳥もかな

季鷹

花鳥の色音の外の春の色に心をやりてあそふ野へ哉

大かたに誰かをしまんあはれてふことを数多の春の名残を

蒿蹊

蝶鳥に立ましこひし草むしろ心をのへにしく事そなき

梅かほり柳芽張と見し程に桜ちりかひて春もくれぬる

慈延

何か思ふすみれ芽花の野へに出てうなるにまじる春心ハ

花は、や残らす成ぬ野も山も霞に春の色を譲て

御当座

柚山桜

季鷹

おほふ袖今もえてしか名にしおふ我立柚の花咲にけり

杜間桜

手向にとかけて桜の花なれや白ゆふかほる森の神垣

水路桜

船さしてゆけは社みれ山川の水のくまゝさける桜は

右御慰ニ入御覧候春海主へも御見せ可被下妙門様万葉御懷紙ノ

ことは完て注進有之御聞及被成候半と不申上候何分我輩之親玉

にて御座候

雲錦亭額 一条右大臣忠良公

掛物

妙門様御詠

是も又ふるきにかへせ人皆の心を種の磯城島の道

雲錦亭の桜はしめて花咲たりとき、て

従一位資枝卿

三よし野の花を根こしの家さくらさかり待見る春そ久しき

花見におはして

中宮権大進資愛朝臣

三よし野の種てふからやかつみるも世に似ぬ花の色香也けり

同しをり

松波伊賀守北面侍

資生

此庭にうつしうゑたる桜木に芳野もさそとにはふ初花

信誠

心有君しうゑすは白雲のかゝるをいかて三芳野の花

季鷹

開初し此一枝や三吉野の奥有花の春の山口

林茂樹

山桜またきや咲し君か此詞の花をしをりにはして

こはやよやくとく春しり初て三よし野の吉野の花の名をなくたし

そとよみて枝に付たりしを見て也此外にも侍れとさのみはとて

もらしつ

へⅢ―⑱ 四月一日付、千蔭宛書簡

千蔭君

春海

御跋文至極可宜奉存候愚意ニは

其なれるま、にとある所をさてあまた、ひ考へ正してみつから書
て——と被成候てはいか、と奉存候なれるま、にとありてはなほ
さりなるやうに聞え侍らん歟

一 千古事被仰下候旨御尤至極奉存候雄風貴良申候事を最初ハ用
ひ不申候やうにも有之候しかど再応兩人も申聞ケ又私義も段々と
利害を申聞せ候へハ只今にて後悔の様子ニ相見申候いつれ猶又雄
風貴良兩人とも申談し品により又々御わび申上候筋も可有之候御
腹立ノ所ハ至極御尤ながら暫御寛宥被下候所偏ニ奉願候是ハ強て
申上候義ニハ無之候へとも猶又とくと勘弁仕候て可申上候左様思
召可被下候以上

四月一日

【Ⅳ 寛政九年八月十三日付、橘千蔭自記文】

ち、の實の父の翁みさかりなりし時よりおほやけのいとまなかり
しかとも歌をしもふかくこのみたまひとしことのはつきのもちの
夜にはともかきまねきつとへよもすからうたよみし給ひぬおのれ
いわけなくしてかたはらに侍りてかたはなることらいひ出る事共
侍りきあかたみのうしちか隣にうつろひ給ひてとはに行かひ給
ふま、にことにこのうたけもたゆるとしなんあらさりけるあると
きち、翁のたまへらくいましてたよむことなわすれそうたてふ
もの、たふとむへき事はおいてのちおのつからしらる、ことなれ
はいまはいはつとてた、

おろかきのおやに似るとはおもはねとをしへおかる、子の行へかなとよみてたまへりしつるもはやいそせはかりのむかしになんなりぬかくてち、翁七十あまり二つのよはひにしてつかへをしそきたまひぬおのれかのをしへをまこころにまもるとはずれと日にけにつかきにまうのほりてこと、あるときはよるひるわかいへをすらかへり見せさしりかはおのつからおこたりぬること侍りきさるに父翁九十あまり四とせといふよはひを在へたまひてことさらになやめることもなくて八月のとをかの日なんみまかり給ひぬ百とせに近きよはひをへたまへるものからあかぬ心にまかせはてなむには猶あかす悲しくやはあらぬおのれはたこの十とせさきに病によりてつかへをしそきしよりほとけにむかひてのりのふみよまんよりハ歌よみせんこそ天かけるみたまもうへなひ給ふへけれどとおもふま、にた、よみによみて月ことの中はにハひとくもとふらひきましてうたのつとひなむしけることしち、翁のみまかりたまひてより十まり三とせになりて猶いわけなかりしをりの秋のなかはをさへにおもひわすらえぬま、に月のまへにむかしをしのふといふを題にてもろくの君たちの歌をもこひうからやから子うまこらまでもまでもよみて手むけまつれりつらくおもふにかく人々のたえを得とふらひ給へるもおいてのちしらる、ことよとのたまへりしうたてふもの、光にこそあなれとやうくおもひあはせられていとかしこくそおほえ侍るこれけふのつとひの歌の序といふにもあらずた、おもふこ、ろのまにくかきしるし

てんとすれはしかすかになみたのみおちまざりていと、たとくしくなんありける　こは寛政九年八月十三日のことふりけり橋千蔭

〔V〕千蔭宛春海書簡

へV―① 注釈関連資料

千蔭君

春海

長安古意

絡繹ノ字ノこと唐詩選に金鞍絡繹向侯家といふ句有之候文選ノ賦などに候詞かと覚申候唐詩選所持不仕候ゆゑ吟味仕かね申候何分唐詩選ノ注本に絡繹ノ字ノ出所可有之候其類ノ書御考可成候絡繹ノ義ハ引つゝ、き候事に相違無之候多く古人ノ詩文などにつかひ有之候文字ニ御座候へとも兼々夫と申事存し出し不申候

十三卷の歌御考甚よろしく御座候と被存候縣居ノ説も本居ノ説も通しかたきやうにこさ候目細尔保歴妹矣ノ誤字なるへく候但シ矣字ハノニテハ無くて大人遺本にかく有

万葉六卷

へV―② 賀茂翁碑文関連

〔前半欠?〕吾輩にては事せはくや侍らん古学の弥開けにひらけ云々と侍るは世上一統の事なり夫とかけ合するなれハ吾輩の事のみをいひては足らずや実には世上に古風々々としてよみ侍る声庵蒿蹊

季鷹等か類又富士谷などの古によりて歌をよまんとするハ皆縣居翁を見ならひたる也縣居より前に歌は古のよしをいひたる人誰も侍らすおのつから今の世に古好む歌よみのいて來侍るハ皆翁の力也此の心にてのたまふへきにか

春海

解説

以下、本文について、翻刻の際に付した番号に即しつつ、その内容を確認したい。

I―①の資料は、文化元年十月、千蔭の『万葉集略解』を將軍に進献した件に関する「文化撰要類集」からの書抜である。既に『国学者伝記集成』七二一頁にその一部が、また弥吉光長氏によつて、「史料編 文化撰要類集」と題して国会図書館蔵本の翻刻がなされている（『未刊史料による日本出版文化』第三卷・ゆまに書房・昭和六三年十二月）。それによれば、「右千蔭直筆之控写置」と朱書されているとのことである。本稿で取り上げるI―①の資料は一部補写があるものの、千蔭自筆と推測されるものであり、弥吉氏翻刻とは若干異なる点も存在する。今回翻刻に付した森文庫本は、その資料の性格から、後になって綴じられたものであり、図の配置など内容に即していない点があり、翻刻に際し、本来の位置を

示しておいた。

なお、將軍進献に関しては、関根正直「加藤千蔭と其の時勢」（『隨筆からすかご』）にその事情が概説されている。

I―②の資料について、『万葉集略解』將軍進献によつて下賜された銀十枚の一部を、宣長の靈前へ供するため、千蔭は本居大平に十月廿日付で書簡を送っている。本資料はそれに対する大平からの礼状である。書簡日付は「十月晦日」とある。文化元年十月晦日付書簡と推定され、関根正直「万葉集略編成の事情」（『帝国文学』第八卷第六号）に既に翻刻がなされている。宣長・大平と千蔭の繋がりを示す書簡として貴重。

I―③について。文化二年三月、妙法院一品宮真人親王が江戸へ下つて来て天徳寺にて千蔭・春海を召し、親王と談話を交わした。その時に千蔭は御道服を下賜された。その箱に付された書付である。配列上、將軍進献関連記事に挟まれており、錯簡であろう。

I―④は、①に既に示されているように、『万葉集略解』將軍進献に際し、一柳千古を塙保己一の処へ遣わし、箱等のことを聞き合せている。本資料に「左に認置候」とあることから、千古の聞き合せた内容を整理したものであろう。千蔭自筆と目される。

II 「ことしゆくりなく公のおきてにて二月の初つ方よりさつきかけてむくらのかとしたりける」とある。千蔭の閉門塾居と『万葉集略解』の著述を思い立った由が示されている文である。千蔭は寛政元年二月、百日の閉門を申し渡されており、本資料の成立年次は寛政元年七月七日付と推測される。本資料に関しては既に関根正直「万葉略解編成の事情」「加藤千蔭と其の時勢」中に翻刻があるが、若干の異同が存在する。

III—① 「玄長」清水浜臣、「景寛」長尾景寛、「躬弦」安田躬弦。次の②同様、浜臣破門に関わる書翰である。年次未詳十一月一日付。おそらく②の資料などと併せ考え、享和年中のものか。

この書翰から、千蔭が浜臣の詠歌にかなり立腹していたことが確認される。「玄長事、近来ハ何か存付申候事有之候て、とかく自分の一流をたて申候慮見と相見え申候」とあるように、浜臣は千蔭・春海の風調とは似つかわざる一流をたてていたようである。「春夢独談」の著者沢近嶺は、浜臣を「おのがじしの流行躰にはしりて、めづらかなるふしをのみ事とするよみさま」であり、「一ふしめづらかなる事ととりいでてよむ流行体の先達」と捉えている。また、それ故に春海が浜臣を「おのづからきらひ給へり」とも指摘している。

III—② 浜臣破門一件に関する書翰。「此浜臣は村田翁の門人に

て、村田翁賀茂翁の家集を撰せしとき、浜臣賀茂翁の文章など蔵したりしを、をしみて村田翁に見せざりしかば、破門せられき。人々のわびことにて漸々に破門はせられざりし也。浜臣は少し六ヶしき人物也き」と『松の下草』は書き記している。その要因については、本書翰に「歌書なとり出し、た、私に見せ不申と申計の事にては無之候」と、別にも理由のあること、即ち『歌仙家集』に関わる問題が確認できる。本書翰はそうした事態を受けての、千蔭からの来翰に対する春海の返答が記されているのである。その執筆年次であるが、『泊酒舎年譜』によれば、『泊酒筆話』『耳敏川』等から、享和元年に賀茂真淵の反故を泊酒舎に収蔵したことが確認される。「松の下草」の説に信頼をおき、春海による『賀茂翁家集』の序を千蔭が草した享和元年十月には家集選定が済んでいると仮定したならば、本書翰を享和元年十一月六日付と想定できよう。なお「滋古」は若山滋古、俗称藤九郎、号金花園と号す。『うけらが花』第二編に「若山滋古か三月のすゑに古郷難波へかへる乎おくる歌并短歌」が収録されている。「正路」は植村正路。浜臣とは殊に親しく、『泊酒文藻』にも記事がある。本書翰は関根正直「江戸の文人村田春海」（『随筆からすか』）に既に翻刻がなされている。

III—③ 享和三年春、堂上の人々が「大愚」こと慈延の宅に集りて歌合をしたことが上聞に達し、「出家青侍等人柄をも不選打混

じ、歌合致不行届儀」といった理由から、破門等の処分を受けた。「大愚一件」とはこうした事件を称している。本書翰は「享和三年五月、賀茂季鷹宛、富小路貞直書状」と「千蔭宛、小野勝義書状」を、千蔭から示された春海の返状であり、享和三年七月廿八日付書簡と推定される。賀茂季鷹宛の富小路殿の御手書には「此三首、破門のせつの詠歌之趣、千蔭主へ御申遣し頼入候」とあり、それ故に季鷹から千蔭の許にこの書状が存在しえたのである。「富小路殿」とは飛鳥井家門弟であった三位貞直卿のこと。「勝義」とは小沢芦庵門の小野勝義。「うけらが花」第一編に「京の小沢芦庵に物学べる小野勝義おほやけごとにてむ月のはじめこゝにまゐりけるに……」とある。「富小路殿御手書」「勝義手書」ともに『織錦舎随筆』に再録されており、その二通を併せみること春海の評価を裏付けることが可能である。とりわけ「勝義手書」は千蔭の依頼により書き記したものらしく、事件に関しかなり詳細に述べられている。書簡を七月と推定したのは「石浜」に注目してのことである。「うけらが花」第二編に「八月十七日石浜にてつくれる文」「九月八日の朝石浜にて」という文があり、その二つの間に「こは享和三年のことなりけり」という一文が存在する。可能性としては六月七月が残るが、書簡の往来等を考えるならば、七月とするのが妥当ではあるまいか。

貞直卿、勝義の二簡だけからは、「大愚歌合」がどういったものであったかは残念ながら確認しえない。しかし文化二年三月、妙法

院一品宮眞仁親王が江戸へ下ってきた時に(Ⅰ―③資料関連)、千蔭・春海の三者の間で話題となっており、『仙語記』によれば、春海は「江戸にても其頃人々の沙汰し侍りし事にて、其歌合をば一本うつしおき侍り」と答えている。春海がこの歌合を一瞥したことは確かである。Ⅲ―⑩の書翰に云う「大愚歌合」もおそらくこの一件を指すのではなからうか。だとしたら、Ⅲ―⑩は享和三年月次未詳廿四日付書簡ということになる。因みに「若山」は若山滋古のこと。なお、この一件に関して丸山季夫氏に「雑筆冷泉家・大愚歌合」がある。

Ⅲ―④ 本資料は重田定一氏によって「村田春海の書翰」と題し翻刻がなされている(『帝国文学』第9巻1号)。また関根正直「江戸の文人村田春海」にも一部翻刻されている。さらに森銃三氏の論文「村田春海」(『森銃三著作集』第七卷所載)にこの書簡に関する詳細な解説があり、それによれば「寛政初年から千蔭を中心に校読を進めてみた『万葉集』は『万葉集略解』の草稿本も次第に成り、成ったものはつぎつぎと諸家に回して更に校閲を請うてゐたらし」いが、春海のところ滞っていたという。そうした状況の中、千蔭からの督促に対する春海の返簡が、本資料となる。本文中の「当年四十九歳」から、従来、寛政六年八月二四日付書簡であるとされている。寛政六年という年次に本文の内容からみて疑わしい点もあるが、今はこれに従っておく。「略解校考延引」

の理由を述べるなかで、春海は「万葉集一部別段二書入本」をこしらえ、「略解の趣」を以て仕立て、異同なども書きつけ、数家の本を読み合わせるなどし「既に十巻計までは」出来ているという。急ぐのなら「右の存立の本」を止めて「略解のみ校考仕」、残り十巻は一二月の内に忽ち終えてしまおうとまで主張する。春海と千蔭で「校考」に対する考え方が違っていたようである。

「賀茂集」とは、村田春海校編の『賀茂翁家集』のことで、文化三年七月、全五冊で刊行された。千蔭の序文は享和元年十月二十日に成っている。刊本にはないが、写本としてのこる『賀茂翁遺草』には頭註が付されているという。「山岡の法服考」は山岡俊明の『類聚名物考』の一部か。「千別」は信夫道別。「斐成」は小林斐成。「普門院」は東叡山の下寺で、松平淡路守の宿坊であった。当時の住職は千蔭の養子である直蔭の兄であると重田論文が指摘する。直蔭については「千蔭遺稿」（『帝国文学』）に「直蔭にしめす文」が収載されている。尚、本資料中の「4字空白」だが、重田論文では「近日参り」と翻刻されている点、興味深い。

III—⑤ 寛政五年三月十九日付、狛諸成宛春海書簡である。真淵の『伊勢物語古意』は寛政五年秋九月、上田餘齋が整理を加え上木した。その刊行にあたり、江戸方でも出版計画が進んでおり、「大阪表の刊行相止メ申候様ニ」との抗議がなされていたようである。結局、双方とも刊行するように当事者間では和解がなされた

ものの、板行上の類板にあたり再び問題となったようである。なお、『上田秋成全集』解説で、本書が版元を大坂の洪川与左衛門、江戸売捌元を西村源六とする正規の出版ながら、『割印帳』に書名がみえないとするが、寛政五年十月十五日割印「勢語古意」として採録されており、結果として大坂板が江戸でも刊行された。「小林氏」は小林義兄のことか。「岡部氏」は真淵の孫、岡部平三郎。また東方侶『斉明紀童謡』に関して、春海は「私亡父へ相認め被讓申候事に御座候」とし父亡き後、賀茂翁から「美樹へ見せくれ候様に」とあつて加藤美樹方へ「あつけ置申候」とする。上田秋成の「荷田子訓読斉明紀童謡存疑」所載、橋本経亮宛書簡では賀茂翁から美樹（宇万伎）に附属されたとする。それがいつの頃からか狛諸成のところへ帰したらしく、「伝授の一巻」と諸成はする。その事に対する春海の抗議である。文中述べているように、「斉明紀童謡考」を享和二年四月に、春海は堀野屋仁兵衛から刊行する。「黒生」は万葉考巻六の跋文ある尾張黒生のこと。森銑三氏論文によれば、黒生こと野間甚四郎は真淵の高弟の一人で加藤美樹と姻戚関係にあったと云う。

「近來著述仕候五十音弁誤」という文面から本書簡の成立年次は確定できる。森論文によれば、『五十音弁誤』は写本のまま伝えられており、その末尾に「寛政五年三月六日」と記されているという。『伊勢物語古意』上木の時期と併せ考えるならば、本書簡は寛政五年成立と考えられる。本資料はIII—④同様、既に重田定一氏によつ

て翻刻がなされている。その解説に「近ごろ加藤家蔵の古書翰を一閱したるうちに春海の書翰二通、とりわき長文にて、縣居翁没後の事情を窺ふに足るべければ、同家の承諾を得て、本誌に投ずること、なしぬ」とあるが、本資料は活字化されたものを写したものでない。重田論文翻刻での文字空所が此の資料では空所になつていない点が証左となろう。森銑三氏「村田春海」が内容理解の参考となる。

III―⑥ 「本居危篤」とあるから、享和元年のことであろう。宣長の死は九月廿九日。「本居宣長長月のなかばより病みて廿日あまり九日になむみまかりぬと聞きて……」と『うけらが花』第一編にあり、そこから九月中旬から伏せていたことが確認される。本書翰は十日付であるが、九月とするには疑問が残る。「江戸の文人村田春海」によれば、春海は同年十月三日付で宣長に手紙を認めている。九月廿九日に死去しているにもかかわらず、丁寧な書翰を送ろうとした点、さらに宣長死去の噂の伝達の度合いを考慮に入れるならば、それ以後と考えられる。よって本書翰の日付を享和元年十月十日と推測する。

III―⑦ 寛政十二年二月十日付書簡と推測。以下、その根拠を述べる。本書簡中に「屏風の御歌は水の鏡の御歌別して感吟仕候」とある。『うけらが花』第一編に「人の六十賀の屏風に十月池に水

あるかた」として、「この宿の池の水のひもかゞみ千年をかねてむすびそむらむ」という歌が詠まれており、この歌が「屏風の御歌」と推定される。また、書簡中に「難波人へ御こたへの文」とあり、歌の詞書には「六十賀」とある。この二点を手がかりに確認するならば、『うけらが花』第二編中の「難波のわか山滋古へこたふる文」が該当する文書であろう。文中に「むそちをいはひまゐらせらる、屏風のれうの歌のこと」という記述も存在することから、確定してよいかと思う。この文中に「こそ春契沖あさりのふしの百首みつかからか、れつるを得たまひていたにゑらせたまひぬ」とある。契沖自筆『富士百首』は、寛政十一年三月、春海によって模写され、十月刊行している。「こそ春」から、本書簡の年次は寛政十二年となる。「こたふる文」の日付は「む月もちの日」。内容からみて、春海の許へは滋古と千蔭の文ともどもわたっていると考えられ、可能性として、寛政十二年二月十日が有力となるか。なお、「久老」は荒木田久老のこと。

III―⑧ 『元明史略』は四卷四冊で、後藤芝山編、山本清溪補、文化元年刊行しており、享和三年の序が存在する。『享保以後江戸出版書目』「文化元年子六月廿五日割印」に書名が確認できることから、恐らく本書翰の月次は文化元年八月十日付であろう。「清溪」山本清溪、名正臣。寛政十二年九月十七日に辞官。「長尾郡太」はIII―①に登場する長尾景寛である。

III—⑨ 享和元年九月廿二日付書簡と推定。「東海寺」は賀茂真淵の菩提寺。『松の下草』によれば「賀茂翁の忌日は十月卅日なれども、其比は時節もわろしとて九月の晦日に例年彼寺東海寺中 小林院にて会せられし」という。「娘事も少々快方に御座候」とある点から、享和元年とした。詳細はIII—⑰に譲る。なお享和元年は真淵の三十三回忌にあたり、事前に供養の節に詠む歌を確認しているのであろう。廿五日の会では玄長こと浜臣が一文を草し、春海も長歌短歌を詠じており、本書簡にいう「廿五日ノ歌」及び「玄長文」が該当する。『泊泊文藻』巻三及び『琴後集』巻九がそれに触れる。

III—⑩⑪⑫⑬ 年次未詳。⑫の「真幸」は長瀬真幸。

III—⑭ 本文中の「詞のつかねを」は、本居宣長没後刊行の『後撰集詞のつかね緒』（享和二年五月晦、奥付）のこと。享和二年（月次未詳、五月以降）三日付の書簡か。

III—⑮ 年次未詳十一月廿一日付書簡。「神遊考催馬楽」は真淵による歌謡研究書『神楽歌考』『催馬楽考』のこと。写本で伝わり、伝本により「神楽催馬楽考」「神楽歌催馬楽考」などと題が異なる。井上豊氏に従えば、「神遊考」は「神楽歌考」の改稿本で明和三年十月の成立という。「すかね」は青木菅根か。「縫子」は菱田縫子。荷田蒼生子および加藤千蔭の門人。享和元年五月十六日没ゆえ、

本書翰は寛政十二年以前に記されたことになる。

III—⑯ 年次未詳。「如圭」は大平門の国学者、堀江春雄のことであろうか。春海が体の弱いことは、『松の下草』に「春海は懶惰の人、其上病身にて思ふやうに世話もいたし呉ざりき」とあるし、本稿の書簡文面からも明らかであろう。

III—⑰ 享和元年九月廿六日付書簡であろう。『泊泊合年譜』一〇二頁によれば、享和元年長月末に、村田春海の娘菊子が没し、清水浜臣が追悼の文を草し、和歌一首を添うたといひ、『泊泊文藻』巻三、『琴後集』巻六などにそれを示す文が記されている。この書翰により、それが廿六日と確認できる。時候の挨拶で「昨日は天氣も宜敷大慶仕候」と述べており、それは前日の廿五日、真淵三十三回忌に品川少林寺に集うたことを示すものである。

III—⑱ 雲錦翁こと賀茂季鷹より、逸楽翁こと千蔭の許に送られた書状に京での歌会で詠まれた歌が記され、季鷹の「右御慰に入御覧候春海主へも御見せ可被下」との言葉通り、春海に見せた。資料は、それに対する春海の批評と、その元となる歌群によって構成されている。その成立時期であるが、まず『公卿補任』に従い、官位を確認してみる。「資愛」が寛政十一年三月十六日に小除目により「任中官権大進補藏人兼右衛門権佐叙正五位上」となり、

享和二年二月に、大進に転じている。また従一位資枝(日野資枝)は寛政五年六月十一日に従一位に叙され、享和元年十月まで生存。芦庵も同年七月に亡くなっており、この段階で該当するのは、寛政十一年から享和元年に絞られることになる。また本文中の「新三位殿」とは富小路貞直卿のこと。寛政五年に「非参議従三位」、寛政十一年正月二十七日に「正三位」に叙せられている。「新」といいうい方から、この書翰は寛政十一年あるいは十二年としてよいのではなからうか。丸山季夫氏「小澤芦庵と書」(『国学者雑攷』所収)のなかで、寛政十一、二年頃のことと推定して、芦庵がその門人宗弼法師に托して千蔭が版にした貫之手帳を乞うて此を賞玩したという記載があり、そのことを示す書簡も引用されている。「つらゆき墨本京都の風流家悦申候」という、その中に芦庵も含まれていたのである。未見ながら「つらゆき墨本」とは『古今集 秋歌下』一帖のことで千蔭が跋文を記している。『泊酒舎年譜』では寛政十年七月草といい、「調査余録 千蔭著作目録」では寛政十一年七月草という。これによって寛政十一年か十二年かが確定できるわけで、今後の調査を待たねばならない。「万葉略解新三位殿」と被悦被望候由」は「うけらが花」巻六で仲介者が季鷹と確認しうる。

III―⑱ 「跋文」とある。千蔭の跋文章稿に対する春海の意見が記されている。残念乍ら未詳。「雄風」は清原雄風、「千古」は一柳

千古、「貴良」は羽生田貴良のこと。その内容からは、千古と千蔭においても不和な一件が生じていたようである。

IV 寛政九年八月十三日付、橘千蔭自記文で、父枝直の十三回忌にあたり記したものである。枝直は天明五年八月十日没、享年九十四歳。なお本文中の「おろかさのおやに似るとはおもはねどをしへおかる、子の行へかな」の歌は、枝直の『子に与ふる文』に収録されているもので、『国学者伝記集成』に抄録がなされている。本資料は、若干の異同はあるものの、本学国文科助手補であった溝渕淑恵氏によって「橘千蔭自筆「父枝直十三回忌追悼の文」について」(「相愛女子大学・相愛女子短期大学 研究論集」第二十卷 昭和四十七年十一月)と題し、田中重太郎先生ご所蔵の「枝直君十三回忌追悼千蔭君文」一巻が既に影印・翻刻されている。ただし残念ながら今日、本学図書館春曙文庫にはその所蔵は確認されない。

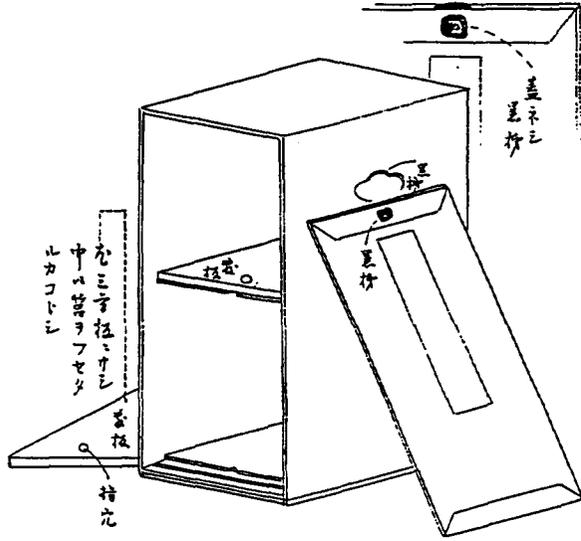
V―① 「十三巻の歌御考甚よろしく御座候」とある。『万葉集略解』校考の書面と推察される。「絡繹」は『万葉集』巻十六、旧歌番号三三三七「ひさかたのあめもふらぬかはちすばにたまれるみづのたまににたるみむ」の注釈部に「絡繹は東京賦呂向註に相連不絶兒とみゆ」とある。ちなみに寛政八年三月段階で巻十一が、寛政十年四月段階で宣長の許に巻十六が送られている。

V―② 本書簡は享和元年三月、千蔭によって草された「東海寺少林院碑銘」に関するものである。「古学の弥開けにひらけ」という文面が碑文の「古学乃道弥開尔開気」という文面に一致する。碑は本来なら三十三回忌にあたる同年九月に建てられるはずだったが、文化三年になったこと等が『うけらが花』第二編に記されている。本書簡はその草稿に対する春海の意見ということであり、享和元年のものと推定できよう。「蒿蹊」は伴蒿蹊、「富士谷」は富士谷成章のことか。

※解説を記すにあたり、関根正直氏の一連の論考、森銃三氏の「村田春海」「村田春海遺事」「加藤千蔭遺事」、丸山季夫氏の『泊酒舎年譜』、中村幸彦氏の「万葉集をめぐる国学者の生活」など、先学の研究を参照させていただいたことを付記しておく。

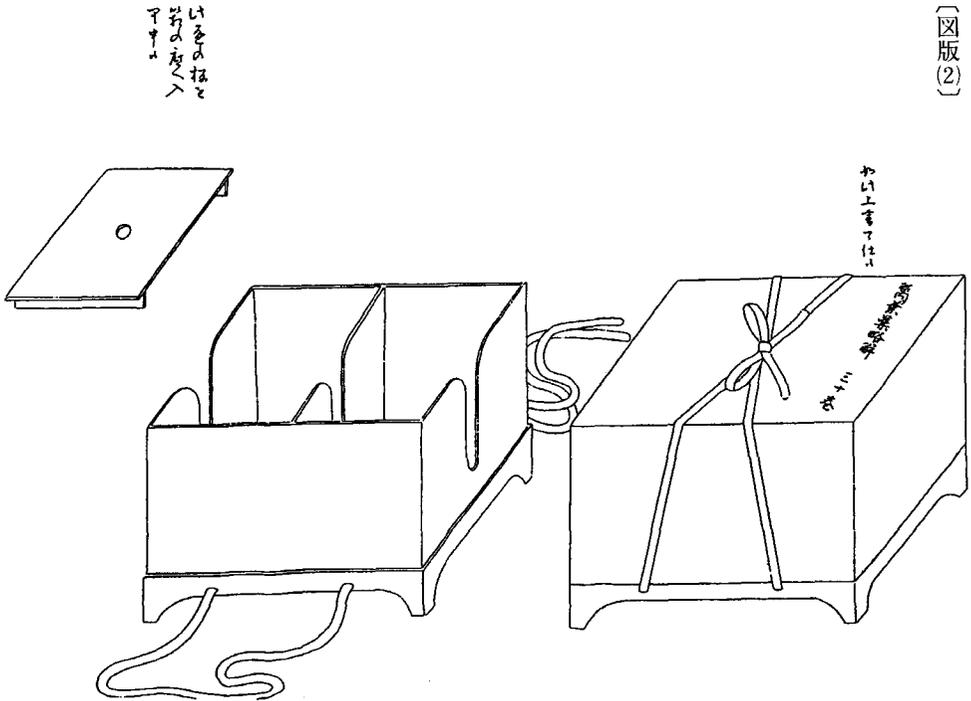
最後に、資料の翻刻を許可してくださった大阪市立大学附属図書館に深謝申し上げる（翻刻許可平成五年二月十日付、大市大図第七一号）。

〔図版(1)〕



千蔭関連資料一・二

〔図版(2)〕



穴の位置は、中央に於て、ルカコトシ

おの上蓋を、はき

三九